

陳 情 文 書 表

| | |
|-------------------|---|
| 受 理 番 号 | 陳 情 第 1 9 8 号 |
| 件 名 | 学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について |
| 要 旨 | <p>県内の私立高校は、各校が建学の精神に基づいて豊かな教育をつくり、地域の子供たちの教育に尽力しながら、県内の教育を支える担い手としての役割を果たしています。</p> <p>2010 年度に発足した国の就学支援金制度は、2014 年度の制度見直しにより国が規定する経済的困難世帯である年収 590 万円未満世帯に対し、加算支給額が増額されました。国の拡充を受け、県でもこの間独自の学費軽減助成制度の拡充が行われてきました。</p> <p>しかし、私立高校生の学費負担の現状は、年収 590 万円未満世帯で見ると、国と県の学費軽減の支援を受けた後も年額約 17 万円から 40 万円（初年度納入金平均）の負担が残り、依然として家計に重くのしかかっています。一方の公立高校生の学費負担は、同じ世帯ではほぼ無償（入学金 5,650 円の負担のみ）となっており、同じ高校生でも公私間に大きな学費格差が存在しています。</p> <p>政府は、昨年 12 月、年収 590 万円未満世帯を対象に私立高校の授業料無償化を盛り込んだ新しい経済政策パッケージを閣議決定しています。これを前提に 2018 年度は、幾つかの自治体で授業料助成を改善する動きがありました。こうした動きに加え、県による学費軽減助成の拡充が行われれば、学費の公私間格差は大きく縮まることが可能です。</p> <p>また、教育条件における公私間の格差是正も重要な課題となっています。2003 年度から 2017 年度の 15 年間の教員数の推移を見ると、2003 年度では専任教員 694 人であったのが 2017 年度には 673 人と、21 人の減少が見られるのに対し、有期雇用の常勤講師は 2003 年度 50 人から 2017 年度 151 人と、101 人も増加しています。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p> |
| 付 託 年月日 委員会 | 平成 30 年 9 月 4 日 市民厚生常任委員会 |
| 受 理 | 平成 30 年 8 月 28 日 第 2 4 0 号 |

このように、県内私立高校の教員構成の現状は、年々専任教員が減り続ける一方で、有期雇用の常勤講師がふえています。教育は、その継続性が求められます。とりわけ私学においては、建学の精神に基づく独自の教育が進められており、そうした教育の伝統を継承していくためには、専任教員の存在は不可欠です。

公立高校では、2017年度の全教員に占める専任教員の割合が79%であるのに対し、私立高校では専任教員の割合が61%にとどまっています。教育条件に公私間の格差が生じる大きな要因は、私立高校経常費への公費助成額の少なさにあります。公立高校生には1人当たり約101万円の経常費に対する公費支出がありますが(2016年度決算県教委資料)、私立高校生には1人当たりその4割弱に当たる約35万円(2018年度)の経常費助成にとどまっています。専任教員の増員を図るためには、経常費2分の1を上限とする現在の助成制度にかわる新たな制度の実現が求められます。

未来ある子供たちのために、経済的格差により子供たちの学校選択の幅が狭まることのないように、また同時に私学教育本来のよさが一層発揮されるように私立学校予算の増額、拡充が強く求められます。

以上を踏まえ、地方自治法第99条の規定により、学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書を採択の上、関係機関に意見書の送付を行うよう陳情いたします。